○厚生労働省令第一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成十九年法律第百十二号) 第二十一条

第一 項の 規定に基づき、 国土交通 省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促 進に 関

する法律施行規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 石井 啓一

国土交通省・ 厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給 0 促進に関する法 律施 行 規則

(登録事業者の要件)

第一 条 住宅 確保 要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十一条

第 項 0 国土交通省令 厚生労 働省令で定め Ś 要件 は、 次の 各号の いず れ か 12 該当することとする。

法第五· 十一条第一 項に規 定す んる住 宅 確保 要配 慮 者 居住支持 援 協 議 숲 \mathcal{O} 構 成員であること。

- 法第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人であること。
- 賃貸住宅管理業者登録規程 (平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号) 第三条第一項の規定によ

る登録を受けていること。

五.

前

各号の

1

ず

れ

か に

該当する者

に

対し、

法第十条第

五.

項に

規定する登録

住宅のうち、

法第二十

一条第

- 匹 第一号 \mathcal{O} 構 成 員が 団 体である場合にあっては、 当該団体
- の構成員であること。

項 \mathcal{O} 規定 によ る通 知 に係 る 同 項 に規定する被保 護 及居者 (次条にお いて単 に 「被保護入居者」という。

が入居するも \mathcal{O} の管 理を委託 していること。

(被保護入居者 0 居住 の安定の確保を図る上で支障となる事情)

法第二十一 条第一項の国土交通省令・厚生労働省令で定める事情は、 次の各号のいずれかに該当す

ることとする。

- 被保護 入居者 が家賃又は共益費 (以下この条にお いて 「家賃等」という。) の 請 求に応じないこと。
- 被保 護 入居 者 が 家賃等を滞 納 していること (当該被保護入居者に対して生活保 護法 (昭 和二十 五 年法

律第百 匝 十四号) 第十四条に規定する住宅扶助又は同法第十二条に規定する生活扶助のため の保護 金品

が支給される月に家賃等を支払う旨を当該被保護入居者が約している場合を除く。)。

被保護入居者が過去に他の賃貸住宅において家賃等を滞納していた事実があることその他被保護入居

者が家賃等を滞納するおそれが明らかであること。

通 知の方法)

2

前

項

 \mathcal{O}

通知書には、

次に掲げ

る書類を添付

しなけ

れ ば

ならない。

ただし、

生活保護法第十九

条第

匹

頃に

第三条 法第二十一条第一 項の規定による通知は、 別記様式による通知書により行うものとする。

規定する保護 0 実 **/施機関** が 次に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる

ときは 、この限りでない。

通知をしようとする者が第一条各号に掲げる要件のいずれかに該当することを証する書面

賃貸借契約書の写し又はこれに代わる書類

附 則

この 省令は、 住宅 確保要配慮者 に対する賃貸住宅の供給の 促進に関する法律の一部を改正する法律 (平成

二十九年法律第二十四号) の施行の日 (平成二十九年十月二十五日) から施行する。